病院名	受付終了日時
墨東病院 多摩総合医療センター 多摩北部医療センター 多摩南部地域病院	3 月 29 日（金曜日）午前 11 時まで受付
駒込病院	3 月 29 日（金曜日）午前 11 時 30 分まで受付
大久保病院 大塚病院 東部地域病院	3 月 29 日（金曜日）午後 4 時まで受付

※コロナ後遺症に対応する医療機関は、
引き続きホームページで公表します。

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/corona_portal/link/iryokikan.html

3　高齢者施設に対する医療体制強化事業について

高齢者施設と医療機関との連携体制の構築が進んだことや、本年 4 月以降は通常の医療提供体制へ移行し、新型コロナ患者の入院受入れや診療等を行うこととなることから、「高齢者施設に対する医療体制強化事業」については、本年 3 月末をもって終了します。

4　感染症専用相談窓口及び即応支援チームの派遣について

高齢者及び障害者入所施設に対する感染症専用相談窓口及び即応支援チームの派遣については、令和 6 年 3 月 31 日（日曜日）をもって終了します。

なお、新規申し込みは令和 6 年 3 月 31 日（日曜日）まで受付を行います（当日の状況によっては対応できない場合があります）。

Ⅴ　施設の職員に対する集中的検査について

高齢者施設、障害者施設等の職員を対象とする集中的検査は、本年 3 月末をもって終了します。

なお、抗原定性検査に係る検査報告等については、下記により専用ウェブサイトから実施いただきますようお願いします。

（1）検査の実施：令和 6 年 3 月31日（日曜日）まで
（2）検査結果の報告：令和 6 年 4 月15日（月曜日）まで

事　務　連　絡
令和６年３月５日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）　御中

各 都道府県 指定都市 中核市 介護保険担当主管部（局）　御中

各 都道府県 指定都市 中核市 障害保健福祉主管部（局）　御中

各 都道府県 指定都市 中核市 児童福祉主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の令和６年４月以降の
医療提供体制及び公費支援等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にあ

入院医療体制に関すること
保健医療局感染症対策部　医療体制整備第一課　感染症医療整備担当
電話：０３－５３２０－４３４７

高齢者等医療支援型施設に関すること
保健医療局感染症対策部　医療体制整備第一課　施設運営担当
電話：０３－５３２０－５９０６

東京都新型コロナ相談センターに関すること
保健医療局感染症対策部　医療体制整備第二課　療養支援推進担当
電話：０３－５３２０－４５２６

都立病院のコロナ後遺症相談窓口に関すること
保健医療局都立病院支援部　法人調整課　財務管理担当
電話：０３－５３２０－５８７０

後遺症に対応する医療機関の公表に関すること
保健医療局感染症対策部　調査分析課　東京感染症対策センター担当
電話：０３－５３２０－４２１３

高齢者施設に対する医療体制強化事業に関すること
保健医療局感染症対策部　医療体制整備第二課　療養支援推進担当
電話：０３－５３２０－５８８０

施設の職員に対する集中的検査に関すること
保健医療局感染症対策部　医療体制整備第二課　集中的検査担当
電話：０３－５３２０－７０４９

ワクチン接種に関すること
保健医療局感染症対策部　医療体制整備第二課
新型コロナウイルスワクチン担当
電話：０３－５３２０－４３０２

医療費公費負担に関すること
保健医療局感染症対策部　防疫課　指導調整担当
電話：０３－５３２０－４３８１

りがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、令和５年５月８日から感染症法上の位置づけが５類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされました。

具体的には、新型コロナの感染症法上の位置づけ変更後の医療提供体制の基本的な考え方や外来・入院医療体制、入院調整、各種公費支援等の見直し内容については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月 15 日付け事務連絡。）等においてお示しし、新型コロナに係る医療提供体制については、各都道府県において本年３月末までを対象期間とする「移行計画」を策定いただいた上で、着実に移行を進めていただきました。

今般、本年３月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、本年４月以降、通常の医療提供体制としますので、各都道府県におかれては、下記のとおり取扱いいただくようお願いします。

Ⅵ ワクチン接種について

新型コロナワクチンの全額公費による接種（特例臨時接種）は、本年３月末をもって終了となります。令和６年度以降は、65歳以上の方等を対象として、秋冬に区市町村による定期接種が行われます。

Ⅷ 治療薬及び入院医療費にかかる公費支援について

患者の急激な負担増を避けるため、令和５年 10 月以降も一定の自己負担を求めた上で公費支援を継続してきたところですが、これらの支援については、本年３月末をもって終了します。

なお、令和６年４月以降の新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費については、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じた負担が発生しますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなります。

【担当者及び連絡先】

本事務連絡について

保健医療局感染症対策部　医療体制整備第一課　感染症医療整備担当

電話：０３－５３２０－４３４７

疫学調査及び即応支援チームに関すること

保健医療局感染症対策部　防疫課　防疫担当

電話：０３－５３２０－４０８８

東京都新型コロナウイルス感染症情報システム（MIST）に関すること

保健医療局感染症対策部　医療体制整備第一課　医療体制担当

電話：０３－５３２０－４５４３

外来医療体制に関すること

保健医療局感染症対策部　医療体制整備第二課　事業調整担当

電話：０３－５３２０－４１７９

記

次頁以降のとおりとする。なお、目次は以下のとおりである。

目次

１．新型コロナの医療提供体制の移行に関する基本的な考え方 4
２．外来医療体制 4
(1) 基本的考え方 4
(2) 外来対応医療機関の指定・公表の仕組みについて 5
(3) 応招義務の考え方及び適切な医療提供のあり方について 5
(4) 感染拡大局面を見据えた体制強化・注意喚起等 5
３．入院医療体制 6
(1) 基本的考え方 6
(2) 幅広い医療機関における入院患者の受入れの方向性 6
(3) 旧臨時の医療施設等の取扱い 6
４．患者の入院先の決定 7
５．高齢者施設等における対応 7
【高齢者施設等における対応】 7
(1) 基本的考え方 7
(2) 各種の政策・措置の取扱い 8
【障害者施設等における対応】 9
(1) 基本的考え方 9
(2) 各種の政策・措置の取扱い 10
６．自宅療養等の体制 10
(1) 自宅療養の取扱い 10
(2) オンライン診療・オンライン服薬指導の活用 11
７．患者等に対する公費負担の取扱い 11
(1) 治療薬及び入院医療費にかかる公費支援 11
(2) 検査 11
(3) 相談窓口機能 12
(4) その他 13
８．新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の終了について 13

１．新型コロナの医療提供体制の移行に関する基本的な考え方

○　新型コロナの医療提供体制については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和５年３月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、昨年５月８日より、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが５類感染症に変更されるに当たり、本年３月までを移行期間とし、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととしていた。

○　その後、各都道府県において、本年３月末までを対象期間に策定いただいた移行計画に沿って、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療提供体制に向けて、着実に移行が進められてきた。

○　具体的には、入院医療体制については、確保病床によらない形での患者の受け入れが進み、外来医療体制については、外来対応医療機関数のほか、かかりつけ患者以外に対応する医療機関数を一層拡充した。また、入院調整については、医療機関間で円滑に入院先が決定される体制となった。

２．外来医療体制

(1) 基本的考え方

○　外来医療体制については、患者が幅広い医療機関で受診できるようにするため、位置づけ変更以後、外来診療にあたる医療機関での感染対策の見直し、設備整備等への支援、応招義務の整理、医療機関向け啓発資材の作成・普及を行い、本年４月以降を見据え、感染対策の強化を図ってきた（※）。

（※）医療機関向け啓発資材について

・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材について（第四報）」（令和５年 10 月 20 日付け事務連絡）

○　各都道府県においては、本年４月以降は広く一般的な医療機関で新型コロナの診療に対応する通常の医療提供体制に移行するよう、着実に進めていただきたい。

○　また、新型コロナ診療に対する医療機関の増加に対応するためには、薬

局における経口抗ウイルス薬の提供体制の確保も重要となる。薬局においては、これまでも自宅・宿泊療養者に対し、経口抗ウイルス薬等を提供し、必要な服薬指導等を実施していただいているところであるが、各都道府県において、一般流通する経口抗ウイルス薬を取り扱う薬局を把握し、公表すること等について地域の医療関係者とも協議を行いながら、地域において経口抗ウイルス薬等の必要な医薬品が適切に提供される体制の確保に向けた取組を行っていくことが重要である。

(2) 外来対応医療機関の指定・公表の仕組みについて

○　外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは本年３月末をもって終了とする。本年４月以降は、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応する通常の医療提供体制とする。

(3) 応招義務の考え方及び適切な医療提供のあり方について

○　応招義務の考え方については、これまで医療機関向け啓発資材「新型コロナウイルス感染症への対応について（医療機関向けのリーフレット）」において下記の通りお示ししているとおりであり、引き続き各医療機関において適切に判断されたい。

・新型コロナウイルス感染症に係る医師等の応招義務については、緊急対応が必要であるか否かなど、個々の事情を総合的に勘案する必要がある。

・その上で、患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナにり患している若しくはその疑いがあるということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しない。

○　そのため、今後も医療機関においては、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととし、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨されたい。

(4) 感染拡大局面を見据えた体制強化・注意喚起等

○　今後の感染拡大に備える観点からも、広く一般的な医療機関で新型コロナの診療に対応する体制において、

・♯7119、♯8000、救急相談アプリ等を活用した相談体制の強化

・重症化リスクの低い方に対する抗原定性検査キットによる自己検査及び

自宅療養の実施、あらかじめの抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の用意等の住民への呼びかけ

・証明書等の取得のための外来受診は控えていただく旨の呼びかけ

等の感染拡大局面を見据えた体制強化、注意喚起等の取組は引き続き推進すること。

３．入院医療体制

(1) 基本的考え方

○　入院医療体制については、本年３月末までの「移行計画」等に基づく取組を進めた結果、確保病床によらない形での入院患者受入れ見込み数が拡充し、順調に移行が進んだ。

○　本年４月以降は、病床確保料を廃止し、確保病床によらない形で入院患者を受け入れる通常の医療提供体制へ移行する。

(2) 幅広い医療機関における入院患者の受入れの方向性

○　本年４月以降の通常の医療提供体制への移行に向けて、確保病床によらない形での受入れ体制の移行を更に進める必要がある。

具体的には、軽症・中等症Ⅰ患者のほか、中等症Ⅱ・重症患者も含めて確保病床によらず、機能に応じて各医療機関で受入れ体制を確保する必要がある。また、本年４月以降は、病床確保を要請しないことを念頭に、全ての新型コロナ患者を確保病床によらず幅広い医療機関で受け入れる体制の構築を進める必要がある。なお、その際は、必要に応じて都道府県で協議を行う等して、官民の区別によらず、幅広い医療機関で対応する体制を確保されたい。

(3) 旧臨時の医療施設等の取扱い

○　昨年５月７日時点で、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき設置された臨時の医療施設（以下「旧臨時の医療施設」という。）の取扱いについては、昨年３月 17 日付け事務連絡及び「政府対策本部廃止後の臨時の医療施設の取扱い等について」（令和５年４月 14 日付け事務連絡。以下「旧臨時の医療施設事務連絡」という。）でお示ししてきたが、本年３月末をもって旧臨時の医療施設事務連絡の特例的な取扱いについて、廃止する。

４．患者の入院先の決定

○　患者の入院先の決定（入院調整）については、引き続き、原則、医療機関間での入院先決定を行うこととする。

○　入院先決定体制の構築にも資することから、医療機関等情報支援システム（G-MIS）における、新型コロナ入院患者の受入可能病床数及び新型コロナ入院患者を受け入れた場合の入院患者数の入力ができる日次調査等の項目は残すこととする。厚生労働省からの入力依頼は本年３月末で終了するが、本年４月以降、都道府県において、感染状況を踏まえ、必要に応じて、管轄下の医療機関に対して G-MIS への入力を依頼する等、活用されたい。

５．高齢者施設等における対応

【高齢者施設等における対応】

(1) 基本的考え方

○　高齢者施設等については、昨年３月 17 日付け事務連絡において、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は位置づけ変更後も継続してきた。

○　こうした取組を進める中で、昨年 10 月の調査において、概ね９割の高齢者施設等が医療機関との連携体制の確保、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施等を行っていることが確認された。

○　上記の通り、高齢者施設等と医療機関との連携体制の構築が進んだことや、本年４月以降は幅広い医療機関で新型コロナの患者の入院受け入れや診療等を行うこととなることから、新型コロナにかかる高齢者施設等への支援については、本年３月末までで終了することとする。

○　他方、今後も新型コロナに限らず、高齢者施設等において感染症が発生した場合には、感染対策を徹底しながら介護サービスを提供する必要がある。また、新型コロナの経験も踏まえ、今後の新興感染症の発生に備えた感染症対応力の向上が必要である。

○　このため、令和６年度介護報酬改定において、高齢者施設等における恒常的な感染対策に係る取組を措置（※）しており、高齢者施設等に対してこれらを通して感染対策に取り組んでいただくよう、周知いただきたい。

※　令和６年度介護報酬改定の内容

- 新興感染症の対応を行う医療機関と連携することを努力義務化
- 新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、医療機関が行う院内感染対策に関する研修に参加することの評価
- 新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導を受けることの評価
- 新興感染症等が発生した場合に施設内療養を行う高齢者施設等の評価

(2) 各種の政策・措置の取扱い

①　高齢者施設等内での感染発生時に対応するための備え

○　高齢者施設等における陽性者の発生初期から迅速・的確に対応するための備えの支援として、相談窓口機能の強化や電話・オンライン診療の体制構築等に取り組んでいただいてきたところ。(「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼)」(令和４年 10 月 17 日付け事務連絡（令和４年 11 月４日一部改正)))

○　「８．新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の終了について」で後述するように、本年３月末で「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」が終了することから、当該交付金を活用した高齢者施設等の職員が初動対応を相談できる相談窓口の設置に対する支援や、高齢者施設等における電話・オンライン診療の体制構築支援については、本年３月末で終了する。

○　なお、同事務連絡において、感染制御・業務継続支援チームの体制強化として、平時から感染制御の専門家と行政機関等の連携体制（ネットワーク）を構築することをお願いしてきたところであるが、平時から地域（都道府県単位）において、院内感染に関する専門家からなるネットワークを構築する場合には、「医療提供体制推進事業費補助金」の「院内感染対策事業の実施について」(平成 21 年３月 30 日付け医政発第 0330009 号厚生労働省医政局長通知）に基づく「院内感染地域支援ネッ

トワーク事業」の活用が引き続き可能である。

② 高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制

○ 必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助（※）については、本年３月末で終了する。

※地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による補助

○ 「８．新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の終了について」で後述するように、本年３月末で「新型感染症緊急包括支援交付金（医療分）」が終了することから、当該交付金を活用した新型コロナに感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設等に看護職員を派遣する場合の派遣元医療機関等への補助や、新型コロナの感染地域における感染拡大を防止するため、外部から感染症対策に係る専門家を派遣するための経費への補助についても、本年３月末で終了する。

③ 利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助

○ 利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助（※）については、本年３月末で終了する。

※地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による補助

④ 退院患者の受入促進のための補助

○ 介護保険施設において、医療機関からの退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合に、退所前連携加算（500 単位）を算定できる取扱いについては、本年３月末で終了する。

【障害者施設等における対応】

(1) 基本的考え方

○ 障害者施設等についても、昨年３月 17 日付け事務連絡に基づき、引き続き衛生主管部局と障害保健福祉主管部局・児童福祉主管部局が連携して、感染制御や業務継続の支援体制の整備、医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の事前確保の取組、感染者が発生した施設に対する応援職員の派遣等に対する支援等について継続してきた。

○　上述の高齢者施設等における対応と同様、今後も新型コロナに限らず、障害者施設等において感染症が発生した場合には、感染対策を徹底しながら障害福祉サービスを提供する必要がある。また、新型コロナの経験も踏まえ、今後の新興感染症の発生に備えた感染症対応力の向上が必要である。

○　このため、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者支援施設等における恒常的な感染対策に係る取組を措置（※）しており、障害者支援施設等に対してこれらを通して感染対策に取り組んでいただくよう、周知いただきたい。

※　令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の内容

- 新興感染症の対応を行う医療機関と連携することを努力義務化
- 新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、医療機関が行う院内感染対策に関する研修に参加することの評価
- 新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導を受けることの評価
- 新興感染症等が発生した場合に施設内療養を行う障害者支援施設等の評価

(2) 各種の政策・措置の取扱い

①　利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助（新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業）

利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助、感染者が発生した障害者施設等における応援職員の派遣等に対する支援については、本年３月末で終了する。

②　退院患者の受入促進のための補助

障害者支援施設において、医療機関からの退院患者（当該障害者支援施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、地域移行加算（500 単位）を算定できる取扱いについては、本年３月末で終了する。

６．自宅療養等の体制

(1) 自宅療養の取扱い

○　陽性判明後の体調急変時の自治体等の相談機能への公費支援は、以下７（３）でお示しするとおり、本年３月末で終了する。なお、今回の対応を

通じて構築された病院・診療所や薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）との連携体制や関係性、ノウハウについては、感染症対策に限らず今後も重要であるため、地域の実情に応じた形で今後も維持等に努めていただきたい。

(2) オンライン診療・オンライン服薬指導の活用

○　感染拡大局面においてはオンライン診療・オンライン服薬指導（以下「オンライン診療等」という。）の活用も有用である。このため、過去の体制も参考にしつつ、地域の関係者とも相談し、オンライン診療等を引き続き活用していただきたい。その際には、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年４月 10 日付け事務連絡）が本年３月末をもって廃止となることに留意し、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年３月 30 日付け厚生労働省医政局長通知の別紙）、「オンライン服薬指導の実施要領」（令和４年９月 30 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別添）に沿ったオンライン診療等を実施する体制を整備していただきたい。

７．患者等に対する公費負担の取扱い

(1) 治療薬及び入院医療費にかかる公費支援

○　新型コロナの５類感染症への位置づけ変更（５月８日）後、患者の急激な負担増を回避するため、新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費の自己負担等にかかる公費支援について、まずは夏の感染拡大への対応として９月末まで継続することとし、10 月以降においても、一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続してきた。これらの支援については、本年３月末で終了する。

○　令和６年４月以降の、新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費については、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じて負担することとなるが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなる。

(2) 検査

○　新型コロナの検査については、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における陽性者が発生した場合の

周囲の者への検査や、従事者への集中的検査を都道府県等が実施する場合には、昨年10月以降も引き続き行政検査として取り扱ってきたところ、これらについても本年３月末で終了する。

なお、今後の行政検査については、新型コロナを含む感染症全般について、実施主体である都道府県等においてその必要性や範囲等を判断しつつ実施していただくこととなる。実施する際には、その実施から結果の把握までを迅速に行うことが重要であることには変わりないため、引き続き、検査機関や検査を実施する可能性のある各種施設等との平素からの連携を密にしていただくようお願いする。

○　また、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額において、行政検査の地方負担額と同額が加算される仕組みとなっていたが、令和６年度以降は本交付金の交付決定等はないため、原則通りの割合での負担（国が２分の１、都道府県等が２分の１）となる。

なお、後続の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が国（内閣府）の令和５年度予算で計上されているが、当該予算は地方自治体が独自に実施する「物価高騰対応事業」が対象となり、国の国庫補助事業等に対する追加算定はなく、地方負担分への充当等はできない（※物価高騰対応、生活者等への直接支援等の要件に該当すれば、国庫補助事業等の上乗せ・横出し事業には活用可能）。詳細については、各団体の地方創生臨時交付金担当を通じて内閣府へ照会いただきたい。

○　各自治体で実施していただいているゲノムサーベイランスについては、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について」（令和３年２月５日付け感感発 0205 第４号）に基づいて実施いただいているところであるが、本年４月以降も、実施方法を見直した上で引き続き実施していただくこととするとともに、当該検査は引き続き行政検査として取り扱う。見直しの後の実施方法については、追ってご連絡する。

(3) 相談窓口機能

○　自治体の相談窓口機能については、外来や救急への影響緩和のため、発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談を対象として実施していただき、その費用について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」の対象としてきたが、本措置は本年３月末で終了す

る。

○　今後の対応方法については、各自治体の判断によるが、厚生労働省においては、本年４月以降も、引き続き新型コロナ患者等に対する相談窓口機能を設ける予定である。各自治体においても、保健所等、相談可能な窓口を広く周知いただき、他の感染症と同様に、引き続き、必要とする方に対して発熱時等の受診相談等に対応いただきたい。

(4) その他

○　救急において新型コロナ対応として使用する個人防護具（PPE）については、都道府県が購入して配布する場合の費用や市町村が購入する場合の費用を、補助対象範囲の見直しを行った上で10月以降も継続して「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」の補助対象としてきたが、本措置は本年３月末で終了する。

８．新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の終了について

○　新型コロナへの対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的として令和２年度から措置を行ってきた「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」については、新型コロナに係る医療提供体制が本年４月以降、通常の医療提供体制に移行することから、本年３月末で終了する。

なお、令和５年度内の執行に努めていただくとともに、令和５年度事業で医療費の公費負担などその支払いが令和６年度に対応せざるを得ないものについては、地方繰越手続き等、各都道府県における必要な手続きを行っていただき、医療機関に速やかに請求いただくよう、都道府県からも適宜周知をお願いする。

事　務　連　絡
令和３年９月13日

各　都道府県　市区町村　衛生主管部（局）　障害保健福祉主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部
厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等における感染防止対策等の徹底について（再周知）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、感染力がより強いとされているデルタ株による感染が広がっているなどにより、新規感染者数は、依然として高い水準で推移しています。障害者支援施設等（障害福祉サービス事業所や障害児入所施設、障害児通所支援事業所等を含む。以下、同じ。）においても、全国でクラスターが多数発生していること等から、引き続き強い危機感をもって対処していく必要があります。

これまでも、障害者支援施設等における感染拡大防止に向けた対応や従事者等への検査の実施、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の円滑な実施について、事務連絡等によりお示ししているところですが、こうした状況を踏まえ、障害者支援施設等における感染防止対策等を改めてお示しいたしますので、必要な対応をお願いします。

また、都道府県等障害保健福祉部局におかれましては、下記の対応を進めていくにあたり、必要に応じて衛生主管部（局）と連携いただきますようお願いします。

記

１　障害者支援施設等における感染防止対策の徹底について

（１）感染対策マニュアルや業務継続ガイドライン等の活用

障害者支援施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な障害福祉サービス等が継続的に提供されることが重要である。また、感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策を徹底するとともに、感染者発生時に備え、感染防護具の着用やゾーニング等の感染管理等について、事前にシミュレーションを実施することが重

要である。

そのため、障害者支援施設等におけるサービスの提供にあたっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」（令和２年 10 月 15 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底いただくようお願いするとともに、感染対策や感染者発生に備えた対応の実践について、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和２年 12 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）や「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和２年 12 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）等を活用し、管内の障害者支援施設等への実施を促進していただきたい。

また、感染対策マニュアルには、「障害特性に応じた支援」として、マスクの着用が困難な利用者に対する対応時の留意点等も示しており、基本的な感染対策のみならず、このような障害特性に応じた対応を積極的に周知していくことが重要である。

（参考）

・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」（令和２年 10 月 15 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf

・「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和２年 12 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）、
「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和２年 12 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

（２）感染防止対策等に係る研修動画の活用

障害者支援施設等の職員の感染症への対応力の向上を目的とした、必要な知識や必要な感染症の知識や対応方法等に係る研修会動画を厚生労働省のホームページに掲載しているので、１（１）の感染対策マニュアルとあわせて周知するなど効果的に活用いただきたい。

また、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部等が高齢者施設等における感染時の対応等をテーマとして開催しているウェブセミナーの内容は、障害者支援施設等における感染防止対策の実施に際し参考になることから、過去のウェブセミナー配信動画についても活用いただきたい。

（参考）

・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等職員のための感染症対策の研修会の動画及び実地研修の概要（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00008.html

・厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部等が開催するウェブセミナー（厚生労働省ホームページ）

第１回　令和３年３月 18 日「高齢者施設等における感染やクラスター発生時の対応」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00252.html

第２回　令和３年４月 28 日「療養型病院におけるクラスター発生の支援と受援」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00258.html

第３回　令和３年７月 16 日「高齢者施設等における感染者発生時の対応～福祉と保健医療の関係者の相互理解と連携によって地域を強くする～」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00279.html

２　障害者支援施設等の従事者等に対する定期的な検査の受検促進等について

障害者支援施設等の従事者等に対する定期的な検査の実施については、

・障害者支援施設等に入所等する高齢者や基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い特性があること
・障害者支援施設等で集団感染が生じた場合に入所者等や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながること
・これまでに集中的検査を実施した都道府県等から、新型コロナウイルスへの感染を早期に発見でき、集団感染の防止等迅速な対応に繋げられたといった評価があること

などから、感染者発生時等については入所者や従事者等への速やかな検査を徹底するとともに、都道府県等が策定する集中的検査実施計画に基づく定期的な検査を実施することが重要である。

そのため、できる限り多くの障害者支援施設等の従事者等に対し検査を実施することができるよう、引き続き、集中的検査の受検について障害者支援施設等に対し働きかけを実施していただきたい。

また、軽度の症状であっても、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、障害者支援施設等の従事者等に対して抗原簡易キットを配布しているため、抗原簡易キットが使用できる条件等を確認いただいた上で適切に活用いただきたい。

（参考）

・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく高齢者施設等に対する集中的検査への協力要請について（要請）」
（令和３年５月 18 日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ほか連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000780586.pdf

・「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の７月以降の実施方針等について」
（令和３年６月 17 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000794604.pdf

・「「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キット配布事業について」の改訂（研修資料関係）について」

（令和３年６月 25 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000799092.pdf

３　障害者支援施設等におけるワクチン接種の円滑な実施について

ワクチンには、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果があり、重症化を予防する効果も期待されていることから、市区町村等におけるワクチン接種スケジュールに応じて、接種を希望する入所者や従事者等への円滑な接種が進むよう、引き続き配慮いただくとともに、可能な限り障害特性に応じた対応をお願いしたい。障害特性に応じた対応としては、例えば以下のような取組が考えられる。

・　予約・相談について、電話だけでなく FAX やメール等による受付を可能とすること。
・　接種会場において、聴覚障害者に対してはコミュニケーションボード等による案内を、視覚障害者に対しては放送や音声による案内を行うこと。
・　接種会場において、知的障害者や発達障害者等に対し、分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明を行うこと。

また、接種会場において、居宅介護や同行援護等の公的な福祉サービスによる支援が円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いしたい。

なお、障害者に対しワクチン接種を実施する場合については、予防接種は本人が希望する場合に接種を行うこととされていることから、本人の意思確認が難しい場合であっても、家族やかかりつけ医等の協力を得て、本人の意向を丁寧に酌み取ることなどにより意思確認を行うことや身体的事情等で自署ができない場合には、家族等の代筆を行っていただくなど、適切な運用に努めていただきたい。

（参考）

・「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」
（令和３年４月５日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000765501.pdf
（別添）https://www.mhlw.go.jp/content/000765508.pdf
（別紙）https://www.mhlw.go.jp/content/000765509.pdf

・「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患を有する者等）への接種の開始等について（疑義照会追加その２）」
（令和３年６月２日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000787484.pdf

・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」
（令和３年３月３日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000748172.pdf

・「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について」
（令和３年４月 13 日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/content/000768627.pdf

・「新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項について」
（令和３年４月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000775161.pdf

４　障害者支援施設等において感染者が発生した場合の対応について

障害者支援施設等において感染者が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」（令和２年 10 月 15 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づき対応いただくことになるが、当該感染者が軽症者等に該当すると医師が判断した場合には、在宅で生活する障害者であれば宿泊療養や自宅療養、障害者支援施設等の入所者であれば施設内で療養をする場合がある。

その場合には、必要な感染対策を行った上で必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」（令和３年２月 16 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）や「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」（令和３年５月 31 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）においてお示ししている留意点等を踏まえて適切な対応を実施していただくようお願いしたい。

（参考）

・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」
（令和２年５月４日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000627801.pdf

・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」
（令和２年７月３日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf

・「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」
（令和３年２月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000743445.pdf

・「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」
（令和３年５月 31 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000830273.pdf

《事務連絡等掲載ページのご紹介》

●新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡等

▽自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）
（新型コロナウイルス感染症）2021 年
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

●障害福祉分野の感染症への対応等に関する事務連絡等

▽障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

●新型コロナワクチンに関する事務連絡等

▽新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

以　上

事　務　連　絡
令和２年６月１５日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP)」を作成しておくことが有効です。

しかしながら、特定分野における事業継続に関する実態調査（平成 25 年８月内閣府防災担当）によると、福祉施設における BCP の作成率は 4.5%と多くの施設で作成が進んでいない状況であり、社会・援護局関係主管課長会議（令和２年３月４日）においても、管内の社会福祉施設等における BCP の策定を依頼しているところです。

今般、課長会議でもお知らせした通り、令和元年度社会福祉推進事業を活用し、MS＆AD インターリスク総研株式会社が実施した「社会福祉施設等における BCP の有用性に関する調査研究事業」において、社会福祉施設等における BCP 様式（別紙１）及び社会福祉施設等における BCP 様式解説集（別紙２）を作成しましたので、管内の社会福祉施設等に対して周知を行うとともに、BCP の作成を依頼していただきますようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応した BCP を作成しておくことも重要です。厚生労働省の HP では、社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例を掲載していますので、あわせて周知を行うとともに作成を依頼していただきますようお願いします。

【参考】

○　社会福祉施設等における BCP の有用性に関する調査研究事業
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019_welfare_bcp_1.pdf

○　社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html

府政防第７６４号
消防災第８９号
国水環防第５号
国水砂第９８号
老高発0625第１号
子子発0625第１号
社援保発0625第１号
障障発0625第１号
令和３年６月２５日

各都道府県消防防災主管部（局）長　殿
各都道府県水防担当部（局）長　殿
各都道府県砂防担当部（局）長　殿
　　都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
　　中核市

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
（公印省略）
消防庁国民保護・防災部防災課長
（公印省略）
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
（公印省略）
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
（公印省略）
厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について

令和２年７月豪雨災害において、高齢者福祉施設の利用者14名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。このような高齢者福祉施設等の被害の再発防止のため、要配慮者利用

施設における災害時の避難の実効性を確保することを目的として、令和３年５月 10 日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 31 号)」において、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の一部を改正し、一定の要配慮者利用施設の所有者又は管理者(以下「施設管理者等」という。)が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告することができる制度を創設したところです。

また、これと同時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）についてもその一部を改正し、市町村長に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化することといたしました。

つきましては、本件に関する留意点等を下記のとおり通知しますので、適切に対応していただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれては、速やかに関係事項を市町村に周知の上、必要な支援を実施していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

１．社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組みについて

（１）避難確保計画の令和３年度内作成について

水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、国土交通省の水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動では、令和３年度末までにすべての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標としている。

この目標達成に向け、施設管理者等に働きかけるなど、必要な取組みを行うこと。

（２）水防法等の改正に伴う助言・勧告に資するチェックリストについて

令和３年５月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、災害対策基本法第 42 条第１項に規定する市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設については、施設管理者等が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度が創設された。

別紙１の「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」及び、別紙２の「社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を活用して、各避難確保計画の内容を確認し、当該計画の報告を行った施設管理者等に対して適切に助言・勧告を行うこと。

なお、施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、当該作成又は変更後の計画と併せて別紙１の提出を求めること、既に避難確保計画を作成し、市町村長に報

告している施設管理者等については、当該計画に基づく避難訓練の結果報告の際に、別紙１の提出を求めることなどにより、実効性のある避難確保計画が作成されるよう取り組むこと。

（３）水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和３年５月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化された。

ついては、施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね１ヶ月を目安に、別紙３の「訓練実施結果報告書（様式例）」を参考に、訓練結果を報告させること（訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができる）。

（４）災害対策基本法改正に伴う手引きの読替え等について

令和３年５月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化された。

ついては、「避難確保計画作成の手引き（国土交通省：令和２年６月改定）」等のガイドブックは、令和２年７月豪雨災害を踏まえて厚生労働省と国土交通省は共同で有識者検討会※[1]を設置し、内閣府や消防庁の参加の下で、高齢者福祉施設の避難の実効性確保の方策を検討し、令和３年３月にとりまとめられた検討成果※[2]を踏まえて、内容の充実を検討しているところであり、改定されるまでは、「警戒レベル３避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル３高齢者等避難」に読み替え、「警戒レベル４避難勧告、避難指示（緊急）」は、「警戒レベル４避難指示」に読み替え、「警戒レベル５災害発生情報」は、「警戒レベル５緊急安全確保」に読み替えることとするので、この旨、施設管理者等に周知すること。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、別紙４の新たな避難情報に関する周知チラシを印刷し、要配慮者利用施設等において避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するよう、施設管理者等に働きかけるなど、必要な取組を行うこと。

（５）避難の実効性を確保するための留意点について

このほか、令和３年３月の検討成果※[2]を踏まえ、別紙５のとおり「社会福祉施設※[3]における避難の実効性を確保するための留意点」を整理したので、施設管理者等に周知するとともに、同留意点を参考に避難体制等の充実に取り組むこと。

２．施設入所から在宅サービスに移行する者等の取扱いについて

令和３年５月に災害対策基本法が改正され、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者については、新たに個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。

このことを踏まえて、個別避難計画の作成手順などを明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年８月）を改定※[4]している。

自ら避難することが困難な高齢者や障害者等について、要配慮者利用施設に入所している

際は、避難確保計画によって避難方法が定められているが、施設入所から在宅サービスに移行するなど生活拠点を変更した場合、避難確保計画の対象から外れることになる。このため、速やかに避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画の策定に努め、切れ目なく避難支援等を実施することが重要である。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の担当部局は、庁内において防災、土木、福祉や保健の担当部局の、庁外において、社会福祉施設や施設団体の協力を得て、以下の例を参考に高齢者や障害者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築に努めること。また、当該情報を把握した避難行動要支援者名簿担当部局は、当該高齢者や障害者等が市町村の避難行動要支援者と判断される場合には、速やかに避難行動要支援者名簿を更新すること。そのうえで、この更新により名簿に記載等された避難行動要支援者について、各市町村の優先度の考え方を踏まえ、個別避難計画の作成に努めること。なお、個別避難計画作成等については、支援策等を別紙６に示しているので、これを活用して作成に取り組むこと。

＜把握のための取組例＞

○　市町村の福祉部局が、要介護者に係る居宅サービス計画作成依頼の届出などの居宅サービス計画に係る手続き、障害者に係るサービス等利用計画に係る審査や請求などの手続きを契機に、社会福祉施設から在宅に移る高齢者や障害者等を把握した場合、避難行動要支援者名簿担当部局に連絡する。

○　社会福祉施設は、自治体から求めがあった場合、在宅に移る高齢者や障害者等がいるときは、市町村の避難行動要支援者名簿担当部局に連絡する。

※１　令和２年７月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

厚生労働省 HP　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00015.html

国土交通省 HP　https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html

※２　「令和２年７月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」のとりまとめ成果の公表

厚生労働省ＨＰ　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17780.html

国土交通省ＨＰ　https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000155.html

※３　地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、社会福祉施設（これに類する施設を含む）を対象とする。

具体的には、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、これらに類する施設とする。

※４　「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定（令和３年５月）
内閣府ＨＰ　http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html

連絡先
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
避難行動要支援者担当　藤田、近藤、松崎
電話　03-5253-2111（内線 51354）
消防庁国民保護・防災部防災課
防災調整係　青木、朝香
電話　03-5253-7525（直通）
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
水防企画室津波水防係長　太田
電話 03-5253-8111（内線 35457）
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
地震・火山砂防室地震対策係長　今野
電話 03-5253-8111（内線 36154）
厚生労働省老健局高齢者支援課
施設係　渡辺、新井、望月
電話 03-5253-1111（内線 3927）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室
調整係　下間、井上
電話 03-5253-1111（内線 4960）
厚生労働省 社会・援護局 保護課
自立支援係　内野、飯田、白木澤
電話 03-5253-1111（内線 2833）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
福祉財政係　当新、石塚
電話 03-5253-1111(内線 3035)

（別紙１）

社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）

チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	
市町村名	

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	□ 位置する □ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	□ 位置する □ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		□ 定められている □ 定められていない	□ 定めている □ 定めていない

計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
（ア）防災体制、情報収集及び伝達 （水防法施行規則 16 条一）洪水時の防災体制に関する事項、（土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一）土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項			
	1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善
	【着眼点】 □ 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか □ 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか □ 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング（避難開始時や避難完了時等）を定めているか □ 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか		

	2.　避難を開始するタイミングを適切に定めているか 【着眼点】 □ 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することにしているか（避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある） □ 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することにしているか □ 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報（土砂災害）も避難開始の判断指標にしているか □ 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善
	3.　利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか 【着眼点】 □ 避難行動について指揮する者を定めているか □ 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか □ 通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか □ 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善
（イ）避難の誘導 （水防法施行規則 16 条二）洪水時の避難の誘導に関する事項、（土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項			
	1.　安全が確保できる避難先を適切に選定しているか 【着眼点】 □ 選定した避難先（指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保（垂直避難）の場所）は、想定される災害に対して安全な場所であるか （家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さにあり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等） □ 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善

	□ 不測の事態が生じることも想定し、複数の避難先を選定しているか、また、少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか		
	2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか 【着眼点】 □ 施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮して、安全で確実な避難ルートが選定されているか □ 施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善
	3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか 【着眼点】 □ 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか □ 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善
（ウ）避難の確保を図るための施設の整備 （水防法施行規則 16 条三）洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、（土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項			
	1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 □ インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか □ 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善
	2. 避難に必要な設備を確保しているか 【着眼点】 □ 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL（歩けるかどうかなど）や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備（エレベータやスロープ等）を確保しているか □ 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善
	3. 屋内安全確保（垂直避難）を行う場合に必要な物資等を確保しているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善

	【着眼点】 □ 「屋内安全確保(垂直避難)」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか		
(エ)防災教育及び訓練の実施 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項			
	1. 防災教育や訓練を適切に実施することにしているか 【着眼点】 □ 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか □ 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい) □ 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか □ 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか □ 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか □ 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか □ 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することにしているか □ 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することにしているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善
(オ)自衛水防組織の業務 (設置した場合のみ該当) (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項			
	(自衛水防組織の業務内容の記載の確認) 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか 【着眼点】 □ 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか □ 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか □ 内部組織(○○班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善

（別紙２）

社会福祉施設の避難確保計画に関する
地方公共団体の各部局の連携体制の構築

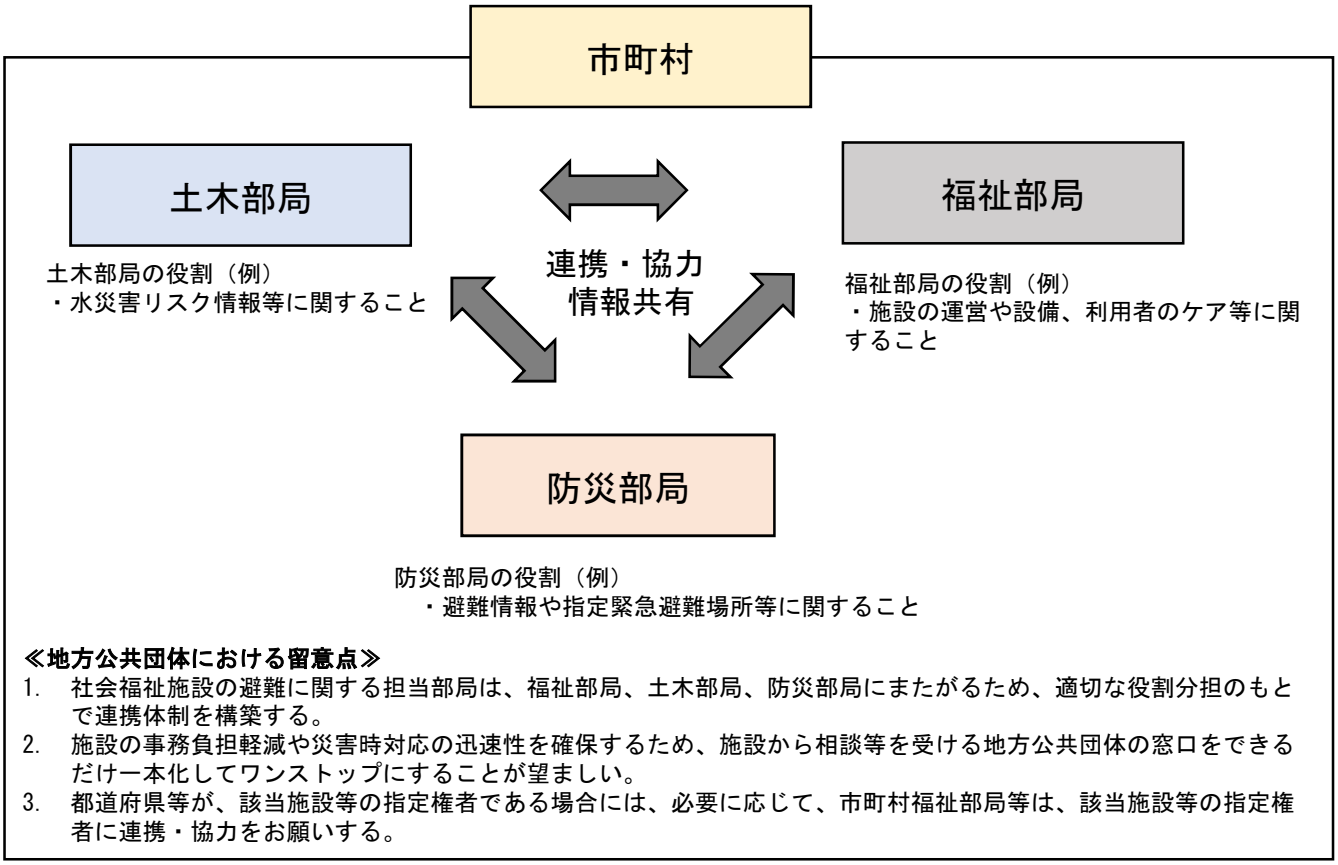

≪地方公共団体における留意点≫

1. 社会福祉施設の避難に関する担当部局は、福祉部局、土木部局、防災部局にまたがるため、適切な役割分担のもとで連携体制を構築する。
2. 施設の事務負担軽減や災害時対応の迅速性を確保するため、施設から相談等を受ける地方公共団体の窓口をできるだけ一本化してワンストップにすることが望ましい。
3. 都道府県等が、該当施設等の指定権者である場合には、必要に応じて、市町村福祉部局等は、該当施設等の指定権者に連携・協力をお願いする。

避難確保計画の報告
避難訓練結果の報告

避難確保計画の内容や避難訓練結果を確認する。
必要に応じて助言・勧告を実施

地域防災計画に定められた社会福祉施設

（別紙３）

訓練実施結果報告書（様式例）

施設名				
実施日時	年　月　日　時　分から　時　分まで			
実施場所				
想定災害（該当する□にチェックをする。）	□ 洪水　□土砂災害　□高潮　□津波 □ その他の災害（　　）			
訓練種類・内容（該当する□にチェックをする。）	□ 図上訓練		□ 情報伝達訓練	
	□ 避難経路の確認訓練		□ 立退き避難訓練	
	□ 垂直避難訓練		□ 持ち出し品の確認訓練	
	□ その他（　　）			
	（訓練内容を適時自由記載）			
訓練参加者・参加人数	従業者（全員・一部）　名（うちパート・アルバイト　名） 施設利用者（全員・一部）　名（うち通所者　名） その他訓練参加者：施設利用者の家族　名 地域の協力者　名 その他　名			
訓練実施責任者	職　氏名			
確認事項	□ 避難支援に要した人数	名	□ 避難に要した時間	時間　分
	□ 避難先や避難経路の安全性			
	その他			
訓練によって確認された課題とその改善方法等				
訓練記録作成者	職　氏名			

（別紙４）

令和3年5月20日から

警戒レベル 4

避難指示（ひなんしじ）で必ず避難

避難勧告（ひなんかんこく）は廃止です

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保（きんきゅうあんぜんかくほ）※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
～～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～～			
4	災害のおそれ高い	避難指示（ひなんしじ）※2	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	災害のおそれあり	高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨洪水高潮注意報（気象庁）	大雨洪水高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

※１ 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。
※２ 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※３ 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

内閣府（防災担当）・消防庁

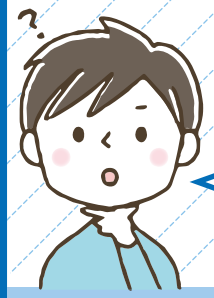

「避難（ひなん）」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。

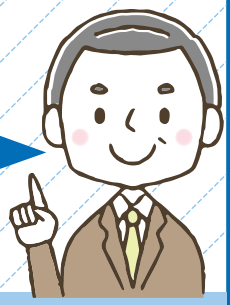

行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの
- マスク
- 消毒液
- 体温計
- スリッパ　等

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

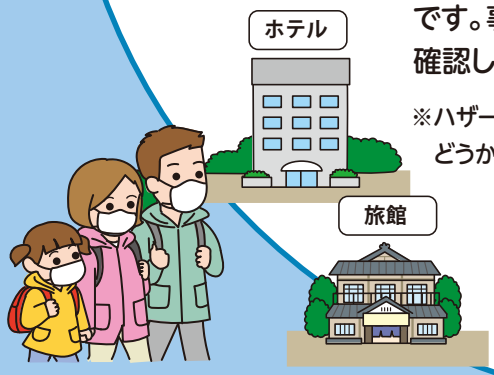

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

▬▬▬ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

「3つの条件」が確認されれば浸水の危険性があり安全確保すると可能す

❶ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

（入っていると…）

流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

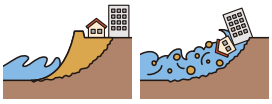

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

❷ 浸水深より居室は高い

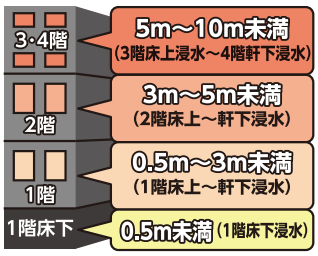

❸ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分

（十分じゃないと…）

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※❶家屋倒壊等氾濫想定区域（継続時間）に記載が場合があるので、お住のお問合せください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

（別紙5）

社会福祉施設における避難の実効性を確保するための留意点

1. 社会福祉施設における対応

(1) 水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握

- 市町村が公表しているハザードマップや、国や都道府県が公表している浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図等を用いて、それぞれの社会福祉施設（以下、「施設」という。）が有する災害リスクを災害の種類ごとに適切に把握する。
- 浸水リスクがある場合は、想定されている「浸水深」や「浸水継続時間」を把握するとともに、建物倒壊等のおそれのある「家屋倒壊等氾濫想定区域」の該当有無を把握する。

(2) 災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保

- 施設が有する災害リスクを適切に把握した上で、施設外への立退き避難の必要性、施設内での「屋内安全確保（垂直避難）」の適切性を判断する。
- 確実に難を逃れるためには、施設外の安全な場所への立退き避難が望ましく、特に、「家屋倒壊等氾濫想定区域」や「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」にある場合は、原則として、立退き避難を選択する。
- 立退き避難を選択する場合、その避難先や避難経路の安全性を把握するとともに、市区町村の「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令のタイミングで避難先が開所することを確認しておく。
- 施設の利用者（以下、「利用者」という。）のケア等の継続性を確保するためには、他の社会福祉施設への避難も有効であるため、施設間で避難受け入れができるよう協力体制の構築に努める。
- 平時から立退き避難先との連絡体制を確立し、避難の必要がある時には、相互に連絡を取り合って、避難先の安全性や開所の有無等を確認する。
- 施設の上階等への「屋内安全確保（垂直避難）」を選択する場合は、浸水しない床高の避難スペースがあることに加えて、長時間浸水する場合の支障を許容できるよう、水や食糧、薬等の備蓄のほか、電気やガス、水道、トイレが使用できないことへの対応策を執っておく。
- 建物の構造や利用者の状況に応じて、円滑かつ迅速な「屋内安全確保（垂直避難）」において必要となる、エレベータやスロープ等の避難設備を、有効性を考慮した上で設置する。
- 「屋内安全確保（垂直避難）」を選択する場合であっても、避難が長時間に及ぶことなども想定して、多重的に複数の避難先を確保する。
- 急激に災害が切迫することにより、計画どおりに避難ができない過酷事象に遭遇することも想定し、少しでも被害を受け難い高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する「緊急安全確保」の方法や、そのような事態に陥ったときの連絡体制等を決めておく。

(3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定

- 避難開始のタイミングは、原則として、市町村が「警戒レベル 3 高齢者等避難」を発令した時とする。
- 利用者が多い場合や利用者の身体的な状況等により全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、避難完了までの時間に応じて、「警戒レベル 2 大雨・洪水・高潮注意報」等が発表された段階で雨量や河川水位情報等を収集し、「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始する。
- 一方で、避難の頻度が多くなると、避難行動そのものが利用者の身体的な負担になり得ることから、避難完了までの時間や支援要員の人数等を考慮した上で、例えば、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分けるなど、施設の実情に応じた段階的な避難方法を決めておく。

(4) 利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保

- 雨量情報や河川水位情報、洪水予報、土砂災害警戒情報、避難情報等の防災情報を的確に収集するため、収集する情報の種類、入手方法、情報レベルに応じた要員確保など、時系列的な体制確立方法について決めておく。
- 累積雨量が増えるなど状況が悪化すると、交通機能が停止し、職員が施設に駆け付けることが難しくなる場合があるため、例えば、「警戒レベル 2 大雨・洪水・高潮注意報」等が発表された段階で早期に体制を確立する。特に、夜間・休日に災害が切迫する場合には、明るいうちに避難支援要員を確保するなど、早期の体制確立に十分留意する。
- 職員が迅速に参集できない場合や避難時間が確保できない場合に備え、消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族等から避難支援の協力が得られるよう、地域との連携体制の構築に努める。企業と連携する際は、あらかじめ支援内容を確認し、明確にしておくと良い。

(5) 訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映

- 避難訓練については、利用者を施設外の避難先に移動させる立退き訓練以外にも、避難経路を確認する訓練や情報伝達訓練、図上訓練等、比較的取り組みやすい訓練もある。全ての訓練を一度に行うのではなく、立退き訓練と図上訓練を交互に行うことや、様々な種類の訓練を分けて行うなど負担軽減を図って、訓練を継続する。
- 参加者については、利用者全員が参加する訓練のみではなく、利用者の身体状態に応じて、避難支援に必要な人数や避難時間等を確認する訓練を実施することが考えられる。
- 訓練を実施する際には、避難支援協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族等の参加を得て実施するよう努める。
- 訓練後には、振り返りを実施し、訓練で得られた教訓を踏まえて避難確保計画の内容の見直しを図り、PDCA サイクルを回して、避難の実効性を高めるために避難確保計画

の内容の充実を図っていく。

(6) 非常災害対策計画と避難確保計画の一体化による事務負担軽減

- 介護保険法等に基づく「非常災害対策計画」と水防法や土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」は、必ずしも個々に作成する必要はなく、両計画の内容を網羅するようにして、一体化した計画として作成することができる。

(7) 職員及び利用者家族等への災害リスク及び避難確保計画の周知

- 施設が有する災害リスクや避難先、避難開始のタイミング、避難支援体制、避難方法等を全職員に周知することとし、周知する頻度や方法等を決めておく。
- 施設の利用開始時には、利用者に加えて、避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族に対しても、施設が有する災害リスクや避難確保計画の主な内容を周知する。

(8) 市町村との情報連絡体制の確立

- 施設は、市町村から一方通行で避難情報を受けるだけではなく、施設から市町村に対しても、「避難を完了した」等の情報を伝達することが望ましく、こうした双方向の連絡体制の構築に努める。
- 災害時に市町村と円滑に連絡を取り合える関係を構築するため、施設と市町村との情報交換の場を平時から確保しておくことが望ましい。

2. 市町村における対応

(1) 地域防災計画への適切な位置づけ

・ 市町村の地域防災計画に定めるべき施設は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設としており、これに該当するか否かは、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に位置することだけで一律に判断できるものではないため、施設の構造や利用状況等といった個々の施設の状況も把握した上で適切に定める。

(2) 避難確保計画や訓練に関する助言・勧告の実施

・ 施設に対して、避難確保計画や訓練に関する助言・勧告を行う場合は、別紙1の「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」を参考にする。

・ 施設に対するアドバイスは、避難確保計画の報告時や訓練結果の報告時のみならず、地方公共団体が施設を定期監査する際や避難訓練に視察参加する機会等を活用するなど、様々な機会を捉えて行う。

・ 個々の施設の災害リスクの程度や訓練結果の報告など施設から提供を受けた災害対応能力に関する情報を参考にして、避難の実効性を高める必要がある対象施設を絞り込んだ上で、効果的な助言・勧告に努める。

(3) 施設との情報連絡体制の確立

・ 施設にとっては、メディアから避難情報を得るよりも、市町村から直接連絡を受けるほうが避難の動機付けになることから、施設への迅速な情報発信に努める。

・ 市町村から施設への避難情報の発信だけではなく、施設から市町村に対しても、「避難を完了した」等の情報を提供していただくことが望ましく、こうした双方向の連絡体制の構築に努める。

・ 災害時に施設と円滑に連絡を取り合える関係を構築するため、市町村と施設との情報交換の場を平時から確保しておくことが望ましい。

・ 施設の管理者や職員の防災知識の習得を支援するため、積極的かつ継続的に講習会等を開催する。その際、全ての施設が防災に関する講習会を定期的に受講できるよう努める。

(4) 福祉部局、土木部局、防災部局の連携

・ 社会福祉施設における避難に関する担当部局は、福祉部局、土木部局、防災部局にまたがるため、別紙2の「社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を参考にして、適切な役割分担のもとで連携体制を構築する。

・ 施設の負担軽減や災害時対応の迅速性を確保するため、施設から相談等を受ける地方公共団体の窓口をできるだけ一本化してワンストップで対応できるよう努める。

（別紙６）

事　務　連　絡
令和３年６月22日

各都道府県消防防災主管部（局）　御中

各 {都道府県 / 市区町村} 民生主管部（局）御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

個別避難計画作成等への支援策等について（周知）

平素より、防災行政及び厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年の災害においても高齢者や障害者等が被害に遭っていることを踏まえ、有識者会議において検討が行われたところであり、先般の通知（※）において、①有識者会議の報告書「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」における個別避難計画の制度面の改善の方向性や、②個別避難計画の作成経費に対する地方交付税措置を令和３年度に新たに講ずることについてお示しするとともに、③避難行動要支援者の災害時の避難の実効性確保に向け、消防防災主管部局や福祉・保健・医療など関係部局で連携の上、取組の検討及び実施準備について、お願いしたところです。（参考１）

※「『令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）』及び『令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）』の周知並びに消防防災主管部局と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成の協力のお願いについて」（令和３年３月４日付け内閣府防災担当、厚生労働省地域福祉課、障害福祉課、認知症施策・地域介護推進課 連名の事務連絡）

本年５月10日には、個別避難計画の作成の市区町村への努力義務化等を内容とする「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第30号）が公布され、５月20日に施行されたところです。

政府においては、個別避難計画の作成を促進するため、支援策等を（参考２）のとおり講じることとしており、市区町村におかれては、こうした支援策等も活用し、消防防災主管部局と福祉・保健・医療など関係部局の間で綿密な連携を図り、実効性ある個別避難計画の作成に取り組んでいただくようお願いします。

貴都道府県におかれては、こうしたことについて、管内市区町村と連携し、必要な支援を行っていただくようお願いいたします。（貴都道府県消防防災主管部局におかれては、管内の市町村の消防防災主管部局に周知・連携いただくようお願いいたします。）

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

（本件連絡先）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
　藤田、近藤、松崎　03-5253-2111（代表）、03-3501-5191（直通）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
　増田、太田、与那嶺　03-5253-1111（代表）内線：2857、2219、2232

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
　高橋、藤川　03-5253-1111（代表）内線：3041、3043

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
　花房、原、勝田　03-5253-1111（代表）内線：3996、3979、3936

参考１

事　務　連　絡
令和３年３月４日

都道府県・指定都市・中核市　民生主管部（局）　御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の周知並びに消防防災主管部局と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成の協力のお願いについて

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、内閣府（防災担当）及び消防庁から各都道府県消防防災主管部局に対し通知（①「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ)」及び「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ)」の周知について（令和２年 12 月 24 日付け府政防第 1822 号・消防災第 154 号)【別紙１】、②避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について（令和３年１月 29 日付け事務連絡）【別紙２】）が発出されたところです。

令和元年台風第 19 号等を踏まえた内閣府の有識者会議の検討結果では、自ら避難することが困難な高齢者など避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされています。

また、その作成経費に対する地方交付税措置については、一定の財源を確保しております

近年の災害において、多くの高齢者が被害を受け、また、障害のある人の避難が適切に行われなかった事例もあったことから、避難行動要支援者の災害時の避難の実効性確保に向け、消防防災主管部局や保健・医療など関係部局と連携の下、取組の検討及び実施準備に協力をいただけるよう、お願いいたします。

つきましては、下記にご留意の上、一層の取組をお願い致します。なお、都道府県におかれましては、関係部局及び管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）へ周知いただきますようお願いします。

記

１．令和元年台風第 19 号等を踏まえた検討結果の概要

（１）避難情報及び広域避難等のあり方

「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ)」においては、避難情報及び広域避難等に関する制度面における改善の方向性に

ついてとりまとめられており、警戒レベル４の避難勧告と避難指示（緊急）を避難指示に一本化することや高齢者等に対して、早期の避難を促すことを明確にするため、レベル３の名称を「高齢者等避難」に見直すこと等が提言されております。

（２）高齢者等の避難のあり方

「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)においては、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難に係る避難行動要支援者名簿、個別避難計画（避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画)、福祉避難所、地区防災計画に関する制度面における改善の方向性についてとりまとめられております。

この中で個別避難計画については、制度上、市区町村が作成に努めなければならないものとして位置づけ、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職や民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会などの関係者と連携して作成する必要があること等が提言されております。

特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要であるとされております。

２．個別避難計画の作成経費に対する地方交付税措置

個別避難計画作成に係る経費については、「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」（令和３年１月 29 日付け事務連絡）【別紙２】において、これまでの事例等から、福祉専門職等の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり７千円程度を要するものと想定していることなどを踏まえ、令和３年度より、新たに地方交付税措置を講ずることとされていることを各都道府県消防防災主管部局に示しています。

３．避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の方向

避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けては、各都道府県及び市区町村消防防災主管部局に対して、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」において提言された個別避難計画の作成等について、本とりまとめの内容を参考に、福祉・保健・医療等の関係部局等と連携のもと、取組の検討及び実施準備を進めていただくよう、お願いしているところです。

各都道府県民生主管部局におかれましても、管内市区町村へ消防防災主管部局や保健・医療など関係部局と連携の下、個別避難計画の取組の検討及び実施準備に協力をいただけるよう、周知をお願いいたします。また、都道府県の関与により、人材育成や関係団体との調整など広域的に取り組むことが効果的・効率的になる取組があるほか、管内の市区町村の事例や経験が共有され、市区町村における個別避難計画作成の促進が図られるため、各都道府県民生主管部局におかれても消防防災主管部局や保健・医療など関係部局と連携の下、取組の検討及び実施準備に協力をいただけるよう、お願いいたします。

＜本件連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
藤田、近藤、石尾　（TEL：03-3593-2849）（直通）

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
高橋、藤川、池沼　（TEL：03-5253-1111）（代表）
（内線：3041、3043、3149）
厚生労働省社会援護局地域福祉課
梁瀬、川久保、与那嶺　（TEL：03-5253-1111）（代表）
（内線：2856、2857、2232）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
花房、原、勝田　（TEL：03-5253-1111）（代表）
（内線：3996、3979、3936）